

国際審査官協議 ～EPO滞在記～

特許審査第3部有機化学 山本 英一
 特許審査第1部住環境 富士 春奈

去る10月に、国際審査官協議のプログラムの一環で、三極審査官会合及び日欧審査官協議がEPOにて2週間行われました。この国際審査官協議は、(1)他庁のサーチ・審査結果等の最大限の有効利用の追求、(2)効率的かつ世界最高水準のサーチ・審査手法のさらなる追及と情報発信、(3)サーチ結果の相互利用の基礎となる分類調和等の推進を目的としており、これまでも多くの審査官が参加してきました。

現在、国際審査官協議には様々なプログラムがあり、上記三極審査官会合及び日欧審査官協議以外にも、独国、韓国、英国等の外国特許庁との間で行われる審査官協議、及び分類調和に特化した審査官分類協議があります。いずれのプログラムも、冒頭に述べた目的の下、年数回、関係する特許庁にて、1～2週間単位で開かれます。これだけメール、インターネット等の情報ネットワークが進化した時代においても、やはり審査官同士が直接会って協議をすることは、率直な意見交換を促すと共に、互いの信頼を醸成する上でも、非常に重要なことであると言えます。

このたび、山本(日欧審査官協議(ミュンヘン))、富士(三極審査官会合(ハーグ、ミュンヘン))の両名が国際審査官協議に参加する機会を得て、通常行われる案件協議に加えて、多数のEPO審査官とのインタビュー、EPO gazetteの編集者とのインタビューなどにより、普段、なかなか窺い知ることのできない他庁審査官の様々な意見を聞くことができましたので、それらの内容について皆様にご紹介したいと思います。本稿により、国際審査官協議の更なる理解に加え、外国特許庁への興味関心がより一層高まることとなれば幸いに思います。



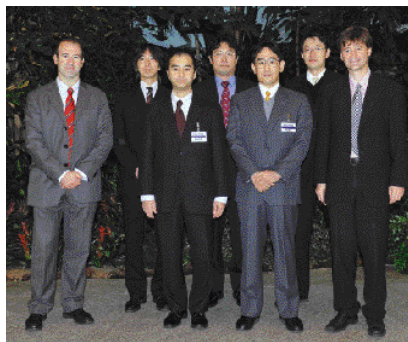
日欧審査官協議(ミュンヘン)派遣者1



日欧審査官協議(ミュンヘン)派遣者2



日欧審査官協議(ミュンヘン)派遣者3



日欧審査官協議(ハーグ)派遣者



三極審査官会合派遣者

「EPO滞在記」の内容

1. EPOの紹介
2. EPOにおける異議の口頭手続の傍聴報告
3. EPO審査官との意見交換
4. 分類調和プロジェクト最新事情
5. EPO gazetteの紹介
6. EPO滞在において感じたこと

1. EPOの紹介

最初に簡単ではありますが、自分の派遣されていた審査室も含め、EPO組織の概要について富士よりご紹介いたします。

(1) 組織の再編

EPOでは、かつて、DG1（ハーグ、ベルリン）にて、先行技術調査（Search）が、DG2（ミュンヘン）にて、実体審査と異議（Substantive Examination, Opposition）が行われており、先行技術調査と実体審査を担当する審査官が完全に分かれていました。しかしながら、より審査を効率よく行う目的で始まったBEST（Bringing Examination and Search Together）プログラムにより、BEST審査官が増加したため、約2年前に組織が再編され¹⁾、DG1が先行技術調査・実体審査・異議の全てを担当し、DG2ではそのサポートが行われています。

(2) DG1（審査部、異議部）……Operation

ミュンヘン・ハーグ・ベルリンに設置されているDG1は、先行技術調査、実体審査、異議を扱っており、技術分野毎にプリンシパルディレクター率いる14のJoint Clusterに分かれています。現在、14のJoint Clusterは、Biotechnology, Human Necessities, Electronics, Telecommunications, Polymers, Computers, Industrial Chemistry, Civil Engineering & Thermodynamics, Electricity &

Semiconductor Technology, Vehicle & General Technology, Pure & Applied Organic Chemistry, Audio Video Media, Handling & Processing, Measuring & Opticsであり、1つのJoint Clusterは、約2つの審査室（Directorが率いるDirectorate）から構成されています。

私のEPOカウンターパートが属している技術分野では、ハーグに4人、ミュンヘンに2人の審査官がいますが、それほど頻繁には連絡を取り合うことはないとのことでした。また、入庁1～2年目での研修では、別のオフィスに1週間ほど滞在し、同じ技術分野を担当する審査官とのディスカッションを通して、技術分野ごとに審査基準の考え方にぶれが生じないようにしています。（その研修以外では、別のオフィスに長期間滞在する機会はほとんどないようでした。）

また、私はミュンヘンオフィス及びハーグオフィスに1週間ずつ滞在したので、各オフィスについて簡単に説明します。

(ハーグオフィス)

ハーグ中央駅・デルフト駅からそれぞれトラムで15分ほどの場所にあります。複数の建物から構成されますが、一番高い“Main Building”は周辺地域にしてはめずらしい25階建てで、存在感を際立たせています。



ハーグオフィス“Main Building”から“Hinge”を臨む。

1) 渋谷善弘, 「欧州特許庁が目指すもの」, 特技懇, No.232 (2004)

“Main Building” から別の建物をつなぐ “Hinge” には食堂や売店などがあり審査官の憩いの場となっています。また、テニスコートやスポーツジムなどの施設も大変充実していました。東京の都心に存在するJPOでは考えられない話で羨ましく思ったのですが、話をしたEPO審査官によると、審査官はすべての締約国から採用されてハーグに来ており、互いに異なる言語や文化を有しているため、そのような施設を利用することで相互の理解を深めようとしているとのことでした。

建物の入り口には、入退室管理ゲートが設置されていて、職員がICカードを所持していないと入れないほど厳しいセキュリティ体制でしたが、審査官のいる個室のドアはほとんど開けばなしの状態、気軽に出入りしているようです。(余談ですが、服装もミュンヘンに比べると大変カジュアルでした。)

(ミュンヘンオフィス)

主に、DG1とDG2の設置されている “PschorrHöfe” を含めた建物は、ミュンヘン中央駅から徒歩で10分程度の場所にあります。

本部が設置されている “Isar Building” は、“PschorrHöfe” からトラムで20分程度の市街中心地にあり、ドイツ特許庁の近くにあります。



“PschorrHöfe” 外観

ハーグオフィスと異なり都会にあるからか、建物が接近して幾つも建っています。建物内の表示は3つの公用言語（英語、独語、仏語）により記載されていますが、ミュンヘンオフィスではドイツ語が一番上に表記されていました。EPO職員の中で、ドイツ人は25.76%（2005年）と、他の締約国出身者に比べると圧倒的に多いのですが、そのほとんどがミュンヘンオフィスにいるのではないと思うほど、あらゆるところでドイツ語が聞こえてきました。

(3) DG2……Operational Support

ミュンヘン・ハーグ・ベルリンに設置されているDG2では、主にDG1のサポートが行われています。すなわち、1.質に関わる業務（研修、審査の質のマネージメント（QMS）等）、2.特許に関わる管理（出願の受理、公報の発行等）、3.サーチツール、データベースの整備が挙げられます。

(4) DG3……Appeal

ミュンヘンの “Isar Building” に設置されている「審判部」には、The Legal Board of AppealとThe Technical Board of Appealの2種類があります。特に、重要な案件については拡大審判廷（The Enlarged Board of appeal）によって扱われます。受理課（DG2）、審査部（DG1）、異議部（DG1）、法律部（DG5）の何れかにおいて下された決定に対し不服のある場合、審判を請求することができます。

(5) DG4……Administration , DG5……Legal and International Affairs

ミュンヘン・ハーグ・ベルリン・ウィーンに設置されているDG4は、人事や会計などを扱っています。また、DG5は、特許法や国際関係を扱っています。

2. EPOにおける異議の口頭手続の傍聴報告

ミュンヘンオフィスでは、時折、3人の審査官が真剣な面持ちで廊下で相談をしている場面に遭遇します。もしかすると、これは異議（Opposition）の口頭手続

(Oral Proceedings) に出向く前の審査官たちかも知れません。それほど、この口頭手続はEPOでは日常的に行われているのですが、意外とJPOではその内容について知られておりません。この口頭手続は、原則、誰でも傍聴することができ、実際に三極審査官会合でミュンヘンオフィスに訪問していた際に、口頭手続を傍聴する機会がありましたので、下記にその詳細について富士よりご紹介します。

(1) 異議 (Opposition) について

日本語で「異議」と訳されますが、JPOの異議申立制度 (平成15年法改正により廃止) と異なり、当事者系です。ヨーロッパ特許公報の公示日から9ヶ月以内に、誰でも異議を申し立てることができます²⁾。審理は、3人の技術系審査官 (technical examiners) から構成される異議部 (Opposition Division) によって行われ、異議部は審査部と同じDG1に属しています。

次に、異議理由となる事項についてですが、EPC Art52-57に記載された要件、実施可能要件、新規事項の追加については異議理由となるものの、クレームが明瞭でないこと (EPC Art84) については異議理由ではありません³⁾。ただし、補正されたクレームについては、EPCで示す要件を満たす必要があります⁴⁾。すなわち補正されたクレームが明瞭であることも要件となります。

口頭手続 (Oral Proceedings) は、異議申立人・特許

権者双方の意見を聞くために必要に応じて行われます⁵⁾。口頭手続の最後には、特許の取消し、異議の拒絶、補正されたクレームの維持のいずれであるかの決定が下されます。

また、異議部の決定に不服があるときには、EPOのDG3に設置されている審判部 (Appeal Division) に審判請求を起こすことができます。

(2) 本件について

(ア) 登録番号 EP0957872B1 (特許権者 キンバリー・クラーク)

(イ) 発明の名称 「液体と固体排泄物の封じ込め用ブリーツを有するおしめ」

* 布袋記録は <http://www.epoline.org/portal/public> にて閲覧が可能。

(3) 経緯について

特許査定後、2004年7月27日に異議が申し立てられました。その後、特許査定時のクレームを減縮するものとして、2005年4月25日に特許権者より主請求 (Main Request) と、2つの副請求 (First Auxiliary Request, Second Auxiliary Request) がFaxによって提出されました。(主請求・副請求とも書類のフォーマットは決まっておらず、特許公報のクレームに、手

2) EPC Art 99

Within nine months from the publication of the mention of the grant of the European patent, any person may give notice to the European Patent Office of opposition to the European patent granted. Notice of opposition shall be filed in a written reasoned statement.

3) EPC Art 100

(a) the subject-matter of the European patent is not patentable within the terms of Articles 52 to 57;

(b) the European patent does not disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for it to be carried out by a person skilled in the art;

(c) the subject-matter of the European patent extends beyond the content of the application as filed, or, if the patent was granted on a divisional application or on a new application filed in accordance with Article 61, beyond the content of the earlier application as filed.

4) EPC Art102(3)

If the Opposition Division is of the opinion that, taking into consideration the amendments made by the proprietor of the patent during the opposition proceedings, the patent and the invention to which it relates meet the requirements of this Convention, it shall decide to maintain the patent as amended, provided that: (以下略)

5) EPC Art101(2)

In the examination of the opposition, which shall be conducted in accordance with the provisions of the Implementing Regulations, the Opposition Division shall invite the parties, as often as necessary, to file observations, within a period to be fixed by the Opposition Division, on communications from another party or issued by itself.

書きで追加の事項が記載されており、読みにくいと感
じる部分も多くありました。)

次に、2006年4月12日に、異議部から口頭手続の召
喚状 (Summons) と共に、異議部の見解が通知され、
同年9月26日に別の副請求 (Further Auxiliary
Request) が提出されました。

EPCや規則に明示されているものではありませんが、
EPOでは特許権者が複数の補正書を主請求及び副請求
として提出することができます。副請求は主請求のク
レームを減縮したものであり、複数提出することが可
能です。審理はまず主請求のクレームに基づいて行わ
れ、主請求が拒絶されると、特許権者はどの副請求に
基づいて次の審理を行うか決定します。(なお、審査段
階でも出願人は補正書を主請求及び副請求として提出
することができ、副請求のクレームで特許できると審
査官が判断した場合には、Communication under
Rule51(4) EPC においてその旨を記載し、副請求の
クレームでも特許を取得したいか否か出願人の判断を
仰ぐとのことです。)

そして2006年10月26日の午前9時に口頭手続が始ま
り、11時45分に終了しました。

(4) 口頭手続について

全体を通して

口の字に並べられたテーブルの、互に向かいあう
辺に、異議部と、特許権者・異議申立人が着席しまし
た。傍聴人 (EPO・USPTOのカウンターパートと私)
は口の字のテーブルの別の辺に着席しました。異議部
は、正面がChairperson, 正面右にSecond Member
(議事録を担当している)、正面左にThird Memberが
配置されました。なお、異議部を構成する3人のうち、
2人以上は特許付与手続きに関与していない者でなけれ
ばならず、関与した1名はChairpersonになることがで



口頭手続の行われる部屋 (堀部氏提供)

きません⁶⁾。本件の口頭手続審理では、正面左に着席し
たThird memberは、本件の審査段階において特許査
定した審査官でした。(通常は異議部のThird member
は、審査段階で担当した審査官なのですが、異議の審
理には極めて多大な労力を要するため負担と感ずる審
査官が多いようです。)

また、異議申立人はドイツ人であったため、ドイツ
語から英語への同時通訳が行われました。(異議申立人
は、英語も理解はできるようであり、英語からドイツ語
への同時通訳は行われませんでした。) 同時通訳はEPO
によって費用がまかなわれますが⁷⁾、大変聞き取りやす
く、ネイティブのUSPTO審査官にとっても「完璧な」
英語であったようでした。本件では、同時通訳を聞くた
めにヘッドホンを着用したのは、特許権者と、傍聴人だ
るUSPTO審査官と私だけでした。異議部の3人と
EPOのカウンターパートは同時通訳を利用しなくても
ドイツ語・英語とも完全に理解できるようであり、改め
てEPO審査官の語学力に敬服しました。

主請求の検討

異議申立人が主請求のクレームには新規事項が含ま

6) EPC Art19

An Opposition Division shall consist of three technical examiners, at least two of whom shall not have taken part in the proceedings for grant of the patent to which the opposition relates. An examiner who has taken part in the proceedings for the grant of the European patent shall not be the Chairman.

7) Rule 2(5) EPC

The European Patent Office shall, if necessary, make provision at its own expense for interpretation into the language of the proceedings, (以下略)

れている旨を主張しました（EPC Art 100 (c) ,123 (2)）。特許権者は出願当初の明細書から明らかであるとして反論しました。何度かやり取りが続き、Chairpersonがブレイク（Break）に入ることを伝えて、異議申立人・特許権者・傍聴人の全員が部屋から退出しました。

ブレイク

ブレイクといっても単なる休憩ではなく、何分程度のブレイクであるかも通知されませんでした。部屋の中では、異議部が双方の意見を聞いた結果、主請求に新規事項が含まれているか否か検討しているようでした。部屋の外では、特許権者と異議申立人はピリピリとした雰囲気互いに距離を置き、次の展開に備えて資料を見ていました。我々傍聴人は主請求のクレームに新規事項が含まれるか否か小声でディスカッションをしていました。15分程度経過した後、異議部が扉を開けて再度部屋に入るように促しました。

副請求の検討1

まず、主請求のクレームには新規事項が含まれていると異議部が伝えました。次に副請求の検討に移行するのですが、First Auxiliary Request、Second Auxiliary Requestとも、主請求のクレームが含む新規事項を有していたため、その新規事項を含まないFurther Auxiliary Requestについて検討することとなりました。

前述したように、補正されたクレームは発明の明確性も要件となります。副請求の検討では、まず補正された部分が明確か否かの議論が行われました（EPC Art 84）。異議申立人が、補正された部分は明確ではないと主張し、特許権者が発明の詳細な説明を参酌すれば明確であると反論し、主請求の場合と同じように何度かやり取りが続いた後、ブレイクに入ることを伝えられました。

副請求の検討2

ブレイク終了後、Chairpersonから、補正された部分は明確であることが伝えられました。次に進歩性の検討に移行しました（EPC Art 56）。異議申立人が、事前に示していた文献を説明し、「主引例の発明が解決した課題は……であり、同じ課題を解決した他の文献

の構成を適用することは、当業者がなし得る（would）ことである。」旨を主張しました。EPOの進歩性の判断では「課題解決アプローチ（Problem Solution Approach）」が基本となります。すなわち、主引例（最も近い引用例）の発明によって解決された課題を見つけ、当業者が同じ課題を解決した副引例の構成を、主引例に適用するかどうかをみて、進歩性の有無を判断するものです。特許権者は、異議申立人が主張する課題が、主引例には示唆されていない旨の反論をしました。それまでの新規事項や発明の明確性の要件の検討とは異なり、非常に白熱した議論が繰り返されていました。その後、これまでと同様にブレイクとなりましたが、その時間もとても長いものでした。ちなみに、この長いブレイクの合間に我々傍聴人の3人で本件につき進歩性があるか否か話し合っていました。USPTO審査官と私は、本件が進歩性を有するか否か判断に悩んでいたところ、EPO審査官は「課題解決アプローチ」からすると、主引例には別の文献の構成を適用するための課題が示唆されていないため、「進歩性を有する」のではないかと判断していました。

決定

「副請求のクレームは進歩性を有する」の一言がChairpersonから伝えられました。通常は、決定の理由については口頭手続の場では伝えられず、後に書面によって示されます。（書面は、異議部によってはすぐに提出される場合もあれば、長い期間がかかる場合もあるとのこと。本件の場合、約1ヵ月後の11月28日に提出されました。書面を見ると、主引例の発明が解決した課題は、本件の課題と異なるというのが主な理由のようです。）最後に、異議申立人・特許権者共に書類にサインをし、口頭手続が終了しました。

EPOでの異議部が審査部と同じDG1にあることや、特許査定した審査官が異議部に加わることからみると、EPOでの異議は審査の延長のようなイメージを受けました。あるEPO審査官が、「異議部のメンバーになるととても勉強になる」と言っていました。JPOではシステムが異なるので、審判の合議体に特許査定した審査官が加わることは通常ありませんが、せめて自分の特許査定した案件をウォッチングし、審判請求されたものについては、その請求理由、経過、審決などを把握

し、その後の自分の審査に生かしていきたいと痛感しました。

3. EPO審査官との意見交換

ミュンヘンオフィス滞在中に、派遣された審査室 (Industrial Chemistry D2.1.14 (主に洗浄剤、食品を担当)) に在籍するEPO審査官と、幾つかの話題について自由に意見交換する機会がありました。意見交換は、山本による質問に対して、EPO審査官が回答する形式により行われましたので、以下その内容についてご紹介します。

(1) ハーグ及びミュンヘンとはどのような都市でしょうか。

ミュンヘンにはドイツ人以外に様々な人がいるように、ドイツの中でも魅力的な都市だと思います。ミュンヘンに在籍する審査官には、かつてハーグに在籍していた方もいます。ハーグオフィスに何年も在籍し、ミュンヘンオフィスに異動するのはよくある話です。勿論、ハーグは地理的にヨーロッパの中心地点にあり、パリ、ロンドンなどの様々な都市からアクセスしやすく、その点において重要な都市であると思います。ただ、ハーグは人口が約50万人とミュンヘンに比べ小規模で、また都市から外に出ようとは人々は余り考えないですね。しかし、食文化として、ハーグは魚が豊富なので、その点では日本人向きだと思います。お寿司もあります。ミュンヘンではその点は期待できません。

(2) ハーグオフィスと、ミュンヘンオフィスの間に違いはあるのでしょうか。

ハーグオフィスとミュンヘンオフィスでは文化が相当異なると思います。ハーグオフィスはオープンな文化 (open-door-culture) を持っているのではないのでしょうか。これは恐らく、仕事の性質から来ていると思います。昔、ハーグオフィスはサーチ部門、ミュンヘンオフィスは審査部門と機能的に分断されていましたが、サーチの場合、色々な人に聞く必要性が高いところ、審査は一人でじっくり考えないといけなく、独りになることが多い傾向にあるため、結果的にハーグオフィスはオーブ

ンとなり、ミュンヘンオフィスはクローズな印象を与えているのかもしれませんが。

(3) ハーグオフィスからミュンヘンオフィスへの異動はよくあるようですが、その逆は如何でしょうか。

余り聞きません。その理由としては、ミュンヘンが大きな都市であることもありますが、その機能面に依るところが大きいです。ミュンヘンオフィスには異議の口頭手続をする場所 (編集委員会注：現在はハーグオフィスにもある) があるので、より広く審査経験を踏むことができます。また、実際問題として移動面の手間もあるでしょうね。仮に、異議申立があると、Chairpersonをミュンヘン在籍の審査官が担当することが多いので、ハーグオフィスの審査官にとって、ミュンヘンまで移動するには時間も労力もかかり大変です。勿論、ミュンヘンオフィスはハーグオフィスに対してサーチノウハウの情報を求めているわけで、コンタクトを取ってはいます。2週間単位でミュンヘン審査官をハーグオフィスに派遣することもやっていますし、メールによるやり取りで意見交換をすることもあります。

(4) ハーグオフィスとミュンヘンオフィスとの間で審査結果にばらつきが生じる場合はどう対応しているのですか。

現在、Joint Clusterの下、審査室は運営されており、同一技術分野をハーグオフィスとミュンヘンオフィスの異なる場所で、審査を担当している体制にあります。このオフィス間を、Joint Clusterのトップが行き来して、例えば1週間単位で会議を開き、意思疎通を図っています。勿論、両オフィスにおける審査の状況に関する話し合いもあり、対策等を検討することで、結果的に、審査結果のばらつきの発生を防止する作用をもたらすものと考えています。

また、新人審査官のトレーニング期間中は、指導審査官のサインをもらわなければならないので、この工程を繰り返すうちに、突拍子もない考え方は改まってきます。これは通常の審査にも当てはまることで、特許査定をする場合、Examination Division (審査官3名により構成される合議体) において議論を行います。この過程で我々は考え方をハーモナイズしているのです。例え、1

人がある案件を拒絶したいと思っても、2人が反対したら、特許せざるを得ません。それがExamination Divisionです。その結果、妥当で適切なところに落ちていた場合には、審査結果に大きなばらつきが生じることはないでしょうね。

(5) JPOのサーチ結果に対してどう思いますか。

個人的には、サーチレポートの内容はアメリカよりはいいと思います。サーチレポートにA文献のみ提示された案件に対して、XY文献を見つけることはほとんどないですね。ただ、用途発明は異なる運用をしていますね。EPOは用途発明を一部の分野を除き見ないので、その点は注意深く参酌しています。あと、食料品のサーチにおいて、典型的な日本の食品の場合は、JPOで作成されたサーチレポートが役に立ち、クオリティは非常に高いと思います。

(6) 将来的にサーチを各国特許庁で分担して行うといった考え方は、どのように思いますか。例えば、各国特許庁のサーチする範囲を決めて、最後にそれらの結果を合体するといったことが考えられますが。

うーん、どうでしょうか。現在の段階でも、我々は日本語文献を手に入れることができ、日本語の先行技術を使うこともできます。日本語に限らず、世界中に刊行されている文献は手に入ります。そして、コンピューターの機械翻訳ツールにより、全文を理解することができます。近いうちに、韓国、中国語の機械翻訳も進むでしょうから、それらの文献も将来的には理解できるようになると考えられます。これからも日本語文献はますます活用できるようになるし、また機械翻訳できない古い文献についても、最新技術が掲載されている可能性は低いことから、そもそも興味は薄い。いずれにしても、最近の文献は少なくとも機械翻訳で理解することができ、我々には利用可能な状態であるといえるでしょう。そういう意味で、我々は大変日本語機械翻訳ツールには感謝しています。機械翻訳は完璧ではないですが、それでも利用することはできます。あと、JPOとEPOでは審査手順が異なるところもあるので、先行技術文献を全く同じように使う必要もありませんよね。

(7) 審査処理件数の大小は分かりやすいが、誰がクオリティのチェックをするのですか。

Examination Divisionにおいて他の審査官の目に触れることになり、Chairpersonがしっかりと確認しています。審査長も確認しており、またサーチレポートもランダムにチェックされることもありますよ。

(8) 審査官にとって何が一番大切ですか。

EPO審査官A 質の高い審査であり、質の高い審査結果を出すのに十分な時間を確保することでしょう。

EPO審査官B 私は質の高い審査は、サーチツールに大変依存していると思います。性能のよいサーチツールがあれば、我々はいいい仕事ができますし、サーチツールが悪いとサーチ結果の質が悪くなるのは当然でしょう。両者の間には密接な関係があります。時間だけが重要なファクターではないと思います。日本では現在、サーチを外注していますね。これは、サーチャーが利用できるサーチツールをしっかりと保障するのであれば、それは大変良いことだと思います。いずれにせよ、よりサーチの効率を上げ、スピードを高めようとする、いいツールが必要でしょう。例えば、あなたが何らかのミスをしたら、そのミスをしたことを教えてくれるツールがあれば、すぐに修正できるでしょうね。

(9) EPO審査官は、何をモチベーションにして働いていますか。

EPO審査長 ヨーロッパ組織の一員であり、ヨーロッパ全体のために働いていることが、そもそも答えになっているでしょうか。霞ヶ関において、日本のため働くことと同じことです。誇りを持って働いています。また、EPOは多言語、多文化で飽きることがなく、給料もいいです。

EPO審査官A 常に新しいことを求めています。技術的以外に法律的な面もあり、自分の好奇心・向上心を満たしてくれます。ただ、別の仕事のオファーがあって魅力的なものであるならば転職を考慮するでしょうね。それはチャンスであることに変わりないし、飛び込んでみない

と、何があるのか分からないわけです。学ぶことをとめることはできないですね。働き続ける理由は常に変わるものです。5%は審査長から刺激を受けることで働こうと思いますが、残念ながらそれ以上はないでしょう。恐らく、90%以上は色々な人々からの刺激を受けた結果によるものでしょうし、その点、EPOでは審査官同士が攻撃的になる必要がないのは助かります。重要なことは皆がイコールということで、知識の共有ができることです。民間ではその点、厳しいものがあり、たまに足の引っ張り合いが起きて、またサボタージュが起こることもあります。これがないことはEPOの有利な点であると思います。

EPO審査官B サーチはつまらないよ、と入庁のときに言われました。けど、やってみると、これほど面白いものはない。またサーチに限らず、気になることを同僚と話し合った結果、発見もあり自分自身を高めることもできます。色々な考えを持った同僚がいる点も大変面白いですね。

EPO審査官C 自分の手で何か物を作るのが不得意だと思いました。理論的なことに興味があったので、この仕事はフィットしています。EPOにはとても多種多様な人々がいるわけで、とても考えさせられることもあり、そういう意味で大変面白いと思います。

ありがとうございました。

4. 分類調和プロジェクト最新事情

分類調和プロジェクトは、三極特許庁で共通する分類を作成し、IPC（国際特許分類）を変更していくものです。現在では、多くの技術分野が分類調和プロジェクトに関係するなど、分類調和プロジェクトは審査官の間で周知のものとなっています。今回、三極審査官会合で検討してきた技術分野（E05B：錠）も、分類調和プロジェクトが立ち上げられている分野です。

ハーグオフィスに滞在している間に、Harmony Project ManagerであるPierre Held氏にお会いし、インタビューをする機会に恵まれましたので、以下、その内容について富士よりご紹介します。

(1) Would you introduce yourself and tell why you are concerned with the Harmony Project?

I actually started at the EPO in 1997 as a patent examiner in organic chemistry (C07C) in the fields of carboxylic acids and phenols. Then I was asked to take the field of sugars (C07H) and that of an emerging technology: combinatorial chemistry (spread all over the C section of the IPC). Soon after that, the USPTO made a proposal for revision of the IPC to create a classification scheme devoted to combinatorial chemistry. I was then contacted by the classification department to work on the project as a technical expert. It resulted in the creation in IPC-2006 of the new subclass C40B and in my interest in classification harmonization.

At that time it was not a Harmony Project, but still the discussion of the IPC working group. A bit time after that, I got involved in examiner exchange in September 2001 at JPO and it was a very nice experience and I enjoyed very much. We discussed files in C07C and C07H, in particular non-unity issues. There was also a meeting with JPO's combinatorial chemistry working group. In 2004, there was a new post in this directorate, for a Harmony Project Manager. In the meantime, Harmonization became very important, so, they needed somebody, one person in particular. Then, I applied and got the job.

(2) When and where did the harmony project start?

The Harmony Project was created at the trilateral conference in October 2001. Twice a year (usually around March and September), the Trilateral Working Group Classification meets in one of the offices, on a rotational basis: the next meeting is planned in April 2007 at the USPTO in Washington.

(3) What is the first project? And are there

projects which have already finished?

T001 is the first Harmony Project. And T001 and T024 have been already finished and will be published in January 2007.

(4) How long did it take to finish for those projects?

It depends. T001 takes a lot of time. It started in 2001 and finished in 2004. But now the intention is going quicker and quicker. And some recent projects have been almost finished.

(5) Is there time limit in each project?

Hopefully, 2 or 3 years is the best term to finish.

(6) Do you mean that in 2 or 3 years both of creating new classifications and reclassification will be done?

Yes. The problem is that we have a lot of parameters that we have to take care of, for example, a lot of pressure of production. So, it is not always easy. We set the target date when the current action should be done and confirm that. But it is not always possible.

(7) Are there some projects which now are suspended?

Yes. We try to avoid that situation and to find ways to get at least something, for example, the agreement of only one-dot subgroups which are high level. Sometimes it is true that the philosophy of sub-dividing is completely different. Now we are very careful when we start the project. We make sure that there is a big chance to have an agreement. In the past it is not always the case and some areas are in the difficult situations because of the difference of philosophy which means the practices of JPO, EPO and USPTO are difficult to match. And sometimes there are changes of examiners in the three offices and the views may change. It may result in the suspension of a project.

(8) What do you think is the biggest problem in the Harmony Project?

I think the biggest problem is the resources. We are not responsible for resources of people. The Harmony Project is still dependant on their availability. But the Trilateral Offices have backlogs and work pressure. Although it is essential to maintain the documentation (otherwise searches become meaningless), some people only see the pressure.

(9) What is your role in changing the classification?

For ECLA to be changed, the classification department has to agree. And it is probably same with JPO. Sometimes we spend some time to convince examiners that the approach is better or not for the rule of IPC.

(10) So you have to check the contents of classifications in detail?

We have several layers at the EPO. The most experienced examiner in charge of a technical area (the "Gérant" of the field) may propose changes to ECLA. The proposal then needs to be checked and approved by the Directorate documentalist, a member of the Classification Board, and eventually by the classification department.

(11) Are there some differences among three offices in schemes of the change of the classification?

There is one difference that we have flexibility of time to change the classifications while FI and F-term can only be changed in the certain moments. The USPTO is involved in all the Harmony Projects, but not always as a full participant. When for instance the USPTO cannot reclassify its US documents, the EPO agreed to do the work. The USPTO is very positive on the Harmony Project and intends to contribute more

once more resources are made available.

(12) What level is the contribution of USPTO in T001 or T024 which are successful?

In T001, USPTO fully participated which means Level 1. They classified all their documents. However, in T024, it was Level 3 and EPO classified all US documents and the other non-Japanese documents. This is probably changed because they are trying to be diversified and get more resources. Their attitude will be much better in the future.

(13) Would you tell me about the future of the classification?

We are working hard and get more and more area for the Harmony Project. We see each project in our meetings. Some projects are very narrow area and going quickly.

But we also introduced the concepts in October 2004 and 2005 of creating projects in IPC block areas. Block area was done in some areas. These areas are decided on IPC as IPC advanced level. T048 is completed, T049 is nearly finished. T050 which was created last year and already finished. They are harmonized on IPC advanced level and we do not have small refinements because in these areas IPC 8 is enough. And T051 is still going.

I hope harmonization will cover large areas. Now we have the project covering G04 which is horology, big area. We also try to make the project bigger for GPS which is important area and hopefully we can get many documents. We have to manage to keep examiners' exchanges cover classification harmonization. Additionally we created the Trilateral Harmony Visit programme in 2005: it's a one-week examiner exchange specifically devoted to classification harmonization. It proved to be a very efficient tool for accelerating Harmony and I'm rather proud about its success.

(14) Do you have other ideas to improve the Harmony Project except one-week harmony visit?

We are always thinking about it. We try to increase visibility of the Harmony Project and created the brochures which have a lot of transparency and communication about it. We also try to mention about the harmony projects to the member state offices or other external bodies. Then, more examiners will know about it and come to us and say "By the way, we would like to start the harmony project". By making it more visible, we hope the harmony project will cover more areas of IPC. So, it is quite essential part to increase visibility to make the project go forward.

Hopefully, to make it more and more clear, we also try to inform the Directorates at the EPO that they should go via the Harmony route to change ECLA. They should first contact us so that we can investigate further together how to proceed further while involving the Trilateral partners. We should avoid situations where an already very refined proposal comes to us for agreement before the Trilateral Offices could have the chance to comment. So, this is to improve the procedure internally.

And we also have an official platform: the trilateral e-forum. All official comments and reports made during a Harmony project are stored on this electronic platform available through the Internet by means of a userid/password. As a recent improvement, when a project is completed, the number of documents involved will appear on the e-form. We plan to develop Harmony Project visit program. E-mails between the examiners involved in the projects are also useful, but they are only an informal communication channel which we do not check. We always need to summarize such e-mail

discussions by a report posted on the trilateral e-forum.

At the same time, we will soon start the pilot project of using trilateral WIKI for informally discussing for the harmony project in temporary Trilateral WIKI server hosted by WIPO.

(15) WIKI?

Like WIKIPEDIA using WIKI platform.

(16) When will it start?

Soon. We will see how it goes. We have WIKI internally which is very nice. We now have to select one or two projects to try out this new tool in Harmony Project. In the future, this TriWIKI will move to TRINET in 2008. Hopefully this will create an additional communication means that will prove useful.

(17) At last, do you have something to say to people in JPO?

I would like to say to people in the classification department of JPO whom we have daily contacts with that I am happy to work with them and they are both kind and very professional. And I hope examiners to get involved and see the opportunities to harmonize the classification. Of



Dr. Pierre Held, Harmony Project Manager

course, harmonized classification is a big help for the public, because it can ease the use of our patent collection but it is also a great benefit to examiners. JPO examiners can easily access our documentation, and we can access Japanese documentation in easy way.

And we also have special events to motivate them; exchanges of examiners. It is also a nice way to visit each office and to see competent working of examiners. It is always nice to remember. And we can put the ideas together and make something greater.

Thank you very much, Mr. Held

(インタビュー仮訳)

(1) 自己紹介と、なぜ分類調和プロジェクトに関わるようになったかを教えてください。

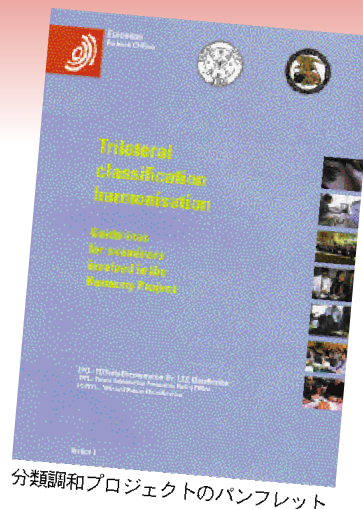
私は1997年に有機化学のカルボン酸やフェノールを担当する特許審査官としてEPOに入庁しました。その後、糖の分野と、そのころ重要になってきた分野、すなわちIPCのCセクション全てに跨る、コンビナトリアルケミストリの分野を担当するようになりました。そのすぐ後に、USPTOがコンビナトリアルケミストリのための新たな分類を作成するため、IPC改正の提案をしました。そして、技術専門家としてそのプロジェクトに働きかけるため、classification departmentから私に連絡がきました。それは結果として、IPC-2006の新しいサブクラスであるC40Bの作成につながり、私の分類調和への興味となりました。

そのときは分類調和プロジェクトではなく、従来のIPCワーキンググループにおける討論でした。それから少し経った後、私は2001年9月に日欧審査官協議で、JPOに行きました。それはとても良い経験となり充実していました。私たちはC07CやC07Hについての案件協議を行い、その中でも特に単一性の要件について話し合いました。また、JPOのコンビナトリアルケミストリWGと意見交換もしました。そして、2004年にこの課で、分類調和プロジェクトのマネージャーという、新しいポストができました。このころ、分類調和はとても重

要になってきており、EPOは特別に誰かを必要としていたのです。そして、私は応募しこの仕事を得ました。

(2) 分類調和プロジェクトはいつどこで始まったのですか？

分類調和プロジェクトは2001年10月の三極特許庁会合で作られました。1年に2度(通常は3月と9月)、三極分類ワーキンググループは3つのうちの1つの席にローテーションで開催されており、次の話し合いは2007年4月に、ワシントンのUSPTOで行われます。



分類調和プロジェクトのパンフレット

(3) 最初のプロジェクトは何ですか？ また、すでに終了してプロジェクトはありますか？

最初の分類調和プロジェクトはT001(編集委員会注:A62D3/00)です。また、T001とT024(編集委員会注:H02M7/42-7/98)は、すでに終了して2007年の1月に発効します。

(4) これらのプロジェクトは終了するまでにどのくらいの時間がかかったのですか？

プロジェクトによりけりです。T001はとても長い時間かかりました。2001年に始まり2004年に終了したのです。しかし今ではどんどん早くなってきています。そして最近のプロジェクトのいくつかはほとんど終了しています。

(5) 各プロジェクトにタイムリミットはないのですか？

2、3年のうちに終了するのがベストですね。

(6) 分類の新設と再分類の両方を、2、3年で終了するという意味ですか？

そうです。しかし、私たちは気にしなければならぬたくさんのパラメータ、例えば審査処理への多大なプレッシャーなどがあります。そのため常に簡単というわけ

ではないのです。私たちは新たなアクションがなされるべき日程を設定し確認していますが、常に可能というわけではないのです。

(7) 現在中断しているプロジェクトはあるのですか？

あります。私たちはそのような状況をできるだけ回避し、少なくとも何かを得ることができる道を模索します。例えば、上位である1ドットのサブグループだけでも合意されるようにします。確かに、時には、分類の細展開の考え方⁸⁾が完全に異なる場合があります。現在、私たちはプロジェクトを立ち上げる際に大変注意しています。合意できるチャンスがあるかどうか確かめているのです。過去には必ずしもそうではなかったため、細展開の考え方が異なることにより、大変困難な状況になっている分野があります。それは、JPO,EPO,USPTOの(内部)分類の運用を統一するのが難しいことを示しています。そして、時には、三極特許庁では審査官の異動があり、見解が変わってしまうこともあります。このことが結果的にプロジェクトの中断となってしまうこともあるでしょう。

(8) 分類調和プロジェクトにおける一番の問題点は何だと思いますか？

一番の問題点は人的リソースであると思います。私た

8)「分類の細展開の考え方」とは、ある分類項目の下位の分類をどのような観点で作るかについての考え方です。例えば、材料についての下位の分類を展開する際に、物質の観点で分けていく考え方と、物性の観点で分けていく考え方とは、細展開の考え方が違っています。

ちは人的リソースについての責任がありません。分類調和プロジェクトは未だ審査官の能力に頼っています。しかし、三極特許庁はバックログや審査処理へのプレッシャーを抱えています。文献を適切に分類して整理することは大変重要である（そうでなければサーチが意味をなしませんから）にもかかわらず、（審査処理への）プレッシャーしか見ていない人もいます。

（ 9 ） 分類が変更される際に、あなたはどのような役割を担うのですか？

ECLA が変更される際に、classification departmentは合意しなくてはなりません。それはJPOでも同じと思います。時おり、私たちは、IPCのルールに従って、そのアプローチがより良いのか否かを審査官に確かめています。

（ 10 ） ということは、詳細に分類の中身をチェックしなければならないのですか？

EPOにはいくらかの階層があります。技術分野を担当する最も経験のある審査官（分野における"Gérant"）はECLAの変更を提案できます。その提案は、Directorate documentalists及び、Classification Boardのメンバー、そして、最後には、classification departmentにチェックされ、認められる必要があります。

（ 11 ） 分類を変更するスキームは、三極特許庁の間で異なっているのですか？

FIやFタームが、ある期間にしか変更できないのに対し、私たちは分類をいつでも変更できます。USPTOはすべての分類調和プロジェクトに関わっていますが、常に完全に参加しているとは言えません。USPTOがUS文献を再分類できない場合には、EPOはその仕事をすることに合意しています。USPTOは分類調和プロジェクトに対して大変前向きであり、より多くの人材が確保できる見込みです。

（ 12 ） 成功したT001やT024における、USPTOの貢献はどの程度のものでしたのですか？

T001では、USPTOはレベル1⁹⁾という完全な参加でした。彼らはすべてのUS文献を再分類しました。しかし、T024ではレベル3であり、EPOがすべてのUS文献と日本語以外の文献を再分類したのです。USではより多くの人材を確保しようとしているので、この状況はおそらく変わっていくと思います。彼らの姿勢は将来もっとよくなるでしょう。

（ 13 ） 将来、分類がどのようなものになるか、教えてください。

私たちは分類調和プロジェクトがもっとたくさんの技術分野に広まるように努力しています。私たちはミーティングで各プロジェクトがどのようになっているか状況を見ています。とても狭い分野で、早く進んでいるプロジェクトもあります。

しかし、私たちは2004年と2005年の10月にIPCのまとまった区画の中でプロジェクトを立ち上げるという概念を生み出しました。IPCのまとまった区画はいくつかの分野でなされており、（現行の）IPCが、IPCアドバンスレベルとして採用されることとなっています。T048は完成し、T049はほとんど終了しています。T050は昨年作られたものですが、既に終わっています。それらはIPC8版で十分なために、下位の分類を持たなくてもIPCアドバンスレベルとして調和されているのです。そしてT051は継続中です。

私は分類調和がもっとたくさんの分野でなされることを願っています。現在、G04（ホロロジー）をカバーしているプロジェクトはとても大きなものです。私たちは重要な分野であるGPSについて、もっと大きなプロジェクトとなるように努力しており、調和されれば、たくさんの文献を得ることができると考えています。また、私たちは、分類調和も扱う審査官協議を残すようにしているし、さらには2005年に分類調和に特化した1週間の三極審査官分類会合も作りしました。これは分類調和を加

9) レベルは、USPTOが独自に定めて運用している指標で、三極分類調和プロジェクトへの関与の度合い（level of involvement）を表しています。1～3のレベルがあり、レベル1が最も関与の度合いが高いことを意味します。

速させるのに大変有効なツールだということがわかっており、私はこの成功を誇りに思っています。

(14) 1週間の審査官分類協議以外に、分類調和プロジェクトを改善するアイデアはありますか？

私たちはいつもそのことについて考えています。私たちは分類調和プロジェクトを広めようと努力しており、それについての情報をオープンにしたパンフレットを作成しました。また、私たちは締約国や他の機関に対して、分類調和についての話をしています。そして、より多くの審査官が分類調和プロジェクトを知り、私たちのところに来てこう言います。「ところで、分類調和プロジェクトを始めたいのだけど」と。更なる周知を図ることによって、私たちは分類調和プロジェクトがIPCのより多くの分野を網羅することを願っています。プロジェクトが前に進むために、周知することは必須なのです。

また、それをもっと明らかにするため、私たちはEPOの審査室に、ECLAを変更するときには分類調和ルートを通るように伝えています。私たちが三極のパートナーを巻き込んで、どのように進めていくかを一緒に調査することができるよう、彼らはまず私たちに連絡するべきなのです。三極特許庁がコメントする機会を持つ前に、彼らが既にECLAを変更するための詳細な提案を作成し、合意を求めに私たちのところに来る状況を避けるべきなのです。これが、内部での手続を改善するために行っていることです。

そして、私たちは公式なプラットフォームを持っています。三極の電子フォーラムです。分類調和プロジェクト中の、すべての公式なコメントとレポートは、電子的なプラットフォームに保存され、ユーザーIDとパスワードがあれば、インターネットで見ることができるようになっています。最近改善したこととして、プロジェクトが完成したとき、関連する文献の数が電子フォーラムに現れるようになりました。また、私たちは審査官分類協議 (Harmony Visit) を発展させようと計画しています。審査官の間でのEメールもまた有効ですが、それらは私たちがチェックできない非公式なコミュニケーション

なのであります。私たちはいつもそのようなEメールによる討論をまとめて、三極の電子フォーラムに投稿しなくてはなりません。

同時に、私たちはWIPOが所有する一時的な三極のウィキサーバーの中で、非公式な討論をするため、Trilateral WIKIを使ったパイロットプロジェクトをすぐ始める予定です¹⁰⁾。

(15) ウィキとは何ですか？

ウィキのプラットフォームを使ったウィキペディアのようなものです。

(16) ウィキはいつ始まるのですか？

すぐです。それがどのように機能するか様子を見る予定です。私たちは現在内部でウィキを持っていますがとても良いものです。分類調和プロジェクトにおけるこの新しいツールを試すため、私たちは1つか2つのプロジェクトを選ばなければなりません。将来的には、このTriWIKIは、2008年に三極ネットワークに移されます。これが更なるコミュニケーションを生み出し、有効であることが証明されるように願っています。

(17) 最後に、JPOにいる人に対するメッセージはありますか？

私が毎日のように連絡をとっているJPOの分類担当の人には、彼らと働くことができ大変嬉しいということと、彼らは親切でとてもプロフェッショナルであるということを言いたいです。また、私は、審査官が分類を調和する機会に対してもっと関わってくれることを願っています。もちろん調和された分類は、文献の利用を容易にするのですから、一般公衆にとって大きな助けとなります。それだけでなく、それは審査官にとっても大きな利益なのです。JPOの審査官は私たちが分類し整理した文献に簡単にアクセスできますし、私たちは日本が分類し整理した文献に簡単にアクセス

10) Trilateral WIKIのプロジェクトはEPOが提案しているものですが、試行するにはまだ議論すべきことが多数あります。この議論に関して、三極はEPOの発言を待っている状態です。実際にパイロットプロジェクトが試行されるのは、この議論の結論が出てからになるでしょう。

できます。

そして、私たちは、彼らに興味を与えるための特別なイベントをもっています。審査官協議です。これは各特許庁を訪問し、審査官の有能な仕事ぶりを見る良い機会です。それは常に記憶に残ります。そして、私たちはそのアイデアを結合させてもっと素晴らしい何かを作ることができるのです。

ありがとうございました。

5. EPO gazetteの紹介

EPOでは、毎年Annual Report（年次報告書）を発行したり、ホームページ（<http://www.european-patent-office.org/index.en.php>）にニュースを掲載するなどして、公式に外部に情報発信をしています。と同時に、内部に向けた情報発信ツールとしてEPO Intranetがあります。このイントラネットは、EPO滞在中にいつでも端末上で見ることができたのですが、大変充実していることに驚きました。政策的なものから、人事、コンピュータシステムなどに関する情報を随時更新し、スタッフ間での情報共有を図っているようです。また、滞在中に、「EPO gazette」という雑誌の最新号がEPOのスタッフに配られているのを見ました。そこで、Internal Communication DepartmentのDirectorであるChristophe Lintz氏に、富士がインタビューをしてきました。

以下、インタビューの内容を掲載します。

(1) Could you tell me the purpose of the EPO gazette?

The EPO gazette is for all EPO staff, and all articles are written in one of the three official languages. The purpose is to explain what is happening within the EPO and what is going on in the IP world. This is the main tool to explain management decisions. So, for example, if there is a decision in procedures, guidelines, work, environment etc., this will be communicated via the intranet and the gazette will try to give the background to the decision, explaining the reason, timeline, etc. In other words, the EPO

gazette is a complement communication tool to the EPO intranet.

(2) Who writes the articles?

The editorial committee is part of the Communication Department. It consists of a chief editor, my Principal Director, two co-editors and myself. A large number of contributions are received from colleagues. For example, in 2006 more than 120 colleagues contributed to the Gazette. Broadly speaking, the articles fall into three categories: articles written by our general staff such as examiners, project leaders, head office services such as the Personnel Directorate; articles written by Communication Department and articles written by external editors.

(3) To whom is the EPO gazette distributed? And where are they printed?

The gazette is printed in full color outside the EPO. It used to be printed in-house in black and white. The gazettes are distributed to 8,400 people, 6,500 of which are active staff members, 1,000 are pensioners and the rest are for national offices, etc. Its main focus is EPO staff and retired staff. That is why we do not use the EPO logo on the cover page. Opinions stated in articles are not necessarily official. We have to check that there are no personal attacks on colleagues and that the facts presented are accurate.

(4) How is the editorial committee chosen?

Mr. Oswald Schröder was journalist before joining the EPO. Ms Katja Röder used to work in a large newspaper company in Germany. The other two Ms Monica Steyrer and Ms Mary Kennedy came from the Patent Administration department and were then trained into the editorial work. As for myself, I was a former patent examiner and write on-the-job training. The editorial team does not change, although if a vacant post arises, it is open to everybody.

(5) Do you have some problems or ideas to improve the gazette?

Printing in full color was already a big improvement. The strategy has also changed. The gazette was mainly dependent on the contributions of staff, but now we take the lead. For example, we contact relevant project leaders and ask them to publish something. In the past, there was no clear line. The editorial team just published the articles sent to them.

(6) What do you have to watch out for when publishing the gazette?

We try to strike a balance between political issues, subjects affecting the work of our colleges and social topics. In the past, there were too many political issues, such as international affairs. This meant that examiners' work was not highlighted enough. One can also see the contents of the gazettes on the EPO intranet.

(7) Is there any possibility to see EPO gazette on internet?

General articles, such as those of a technical nature, are also published on internet. However, some articles are too internal and cannot be published on internet.

(8) Who decides the topics of the gazette?

We hold weekly meetings with the editorial committee, which means we are fully in charge of the gazette. Sometimes we have meetings with people from the Communication Department who are not members of the editorial team. We also discuss ideas with people from external communication etc. We can then propose more concrete ideas.

One topic which seems of great interest to staff is the details of staff changes. Everybody wants to be informed about new colleges, who have been promoted and who retired.

Thank you very much Mr. Christophe Lintz

EPOでは、Communication Departmentが、EPO審査官を含めたスタッフに対してEPO IntranetとEPO gazetteの両方から情報を配信していることがわかりました。また、特許庁における政策的なトピックを解説するという目的の点では、JPOが発行している「とっきょ」に近いともいえるでしょう。

また、EPO gazetteでは、ジャーナリストが編集委員会のメンバーとなっていますが、審査官のみの編集委員会によって作成される、e-searchという雑誌が別にあることも後に教えていただきました。（こちらも、EPO Intranetでは閲覧が可能ですが、インターネットでは見ることはできません。）

EPO gazetteは残念ながら一般向けに配布していませんが、もしEPO審査官の知り合いがいたら、送付してもらおうよう依頼してみても如何でしょうか。政策的なトピックはもちろん、技術的な話や審査官による趣味のページなども充実しており一見の価値はあると思います。

(インタビュー仮訳)

(1) EPOガゼットの目的について教えていただけますか？

EPOガゼットは、すべてのEPOスタッフのためのもので、3つの公用言語のうち1つで書かれています。目的は、EPOの中で何が起きているか、知的財産の世界で何が



EPO gazetteの編集委員会メンバー

写真左から: Monica Steyrer, sub-editor, Christophe Lintz, Director Internal Communication, Katja Röder, Editor-in-Chief Internal Communication, Mary Kennedy, sub-editor and Oswald Schröder, Principal Director Communication.

起っているかを説明するものです。これは、政策的な決定を説明する主なツールなのです。そして、手続き、基準、仕事、環境などにおいて決定がある場合には、まずイントラネットを通じて伝えられます。ガゼットは決定の背景を伝えたり、理由や予定を説明したりするものです。言い換えれば、EPOガゼットはEPOイントラネットを補充するコミュニケーションツールなのです。

(2) 誰が記事を書いているのですか？

編集委員会は、コミュニケーション部の一部であり、チーフエディターである、プリンシパルディレクター、2人の共編者、そして私（編集委員会注：インターナルコミュニケーション部のディレクター）から構成されています。また、たくさんの同僚から寄稿を受けています。例えば、2006年には120人がガゼットに寄稿しています。ざっと言えば、記事は3つのカテゴリーに分かれます。1つは、審査官、プロジェクトリーダー、人事部のような本部にいる人など一般的なスタッフによって書かれる記事です。もう1つは、コミュニケーション部が書く記事、残りの1つは、外部の編集者によって書かれる記事です。

(3) 誰にEPOガゼットは配られているのですか？ また、どこで印刷されているのですか？

ガゼットは、EPOの外部でフルカラー印刷されています。以前は内部で印刷しており白黒でした。また、ガゼットは8400人に配布されています。そのうち6500人が現在働いているスタッフで、1000人は年金受給者、残りは各国特許庁です。ガゼットが焦点を合わせているのはEPOのスタッフと退職者です。そのため、表紙にEPOのロゴを使っていないのです。そして、記事に掲載された意見は、必ずしも公式なものでなくてもよいのです。ですが、私たちは記事の中に同僚を個人的に攻撃することが記載されていないか、書かれた事実が的確かをチェックしなければなりません。

(4) 編集委員会のメンバーはどのように選ばれているのですか？

Mr. Oswald SchröderはEPOに入る前はジャーナリストでした。Ms. Katja Röderはかつてはドイツの大き

な新聞会社に勤めていました。他の二人、Ms. Monica Steyrer and Ms. Mary Kennedyは Patent Administration departmentから来ていて、編集作業についてトレーニングを受けました。私自身は、以前は特許審査官であり、OJTで記事を書いています。編集委員会は、ポストが空かない限りメンバーが変わることはありません。ポストが空いたら、全員に対して募集されます。

(5) EPOガゼットについて問題点がありますか？ また改善するための考えが何かありますか？

フルカラー印刷はすでに大きな改善です。また、戦略も変わりました。ガゼットは、主にスタッフの寄稿に頼っていたのですが、現在は私たちが先頭に立っています。例えば、私たちは関連するプロジェクトリーダーに連絡をして、何か発行するように依頼するのです。過去には明らかな線引きがされていませんでした。編集委員会は、単に送られてきた寄稿を発行するに過ぎなかったのです。



EPO gazetteの表紙



e-searchの表紙

(6) EPOガゼットを発行する際に気をつけなければならないことは何でしょうか。

私たちは政策的な内容と、同僚の仕事に影響することと、社会的な内容との間でバランスを取るようになっています。過去には、国際的なことなど政策的な内容が多すぎました。これは、審査官の仕事が十分に注目されていないことを示していたのです。ガゼットの内容はEPOのイントラネットでも見ることができます。

(7) EPOガゼットはインターネットで見ることができますか？

技術的な性質を持つ一般的な記事はインターネットでも発行されています。(編集委員会注：EPOガゼット単独でのウェブサイトはなく、EPOの所有する様々なウェブサイトにて点在している。)しかしながら、記事によっては内部的すぎるものもあり、インターネットで発行できないのです。

(8) ガゼットの内容は誰が決められているのですか？

私たちは編集委員会として毎週ミーティングを行っており、ガゼットについて全責任があります。時々私たちは編集チームのメンバーではないコミュニケーション部の人もミーティングを行います。また、例えばエクスターナルコミュニケーション部の人もアイデアについて話しあいます。そしてより具体的な提案を作り出していくのです。

スタッフにとって大変興味のあるトピックは、人事異動の詳細についてです。スタッフ全員が、新しい同僚、昇進した人、引退した人についての情報を得たがっています。

ありがとうございました。

6. EPO滞在において感じたこと

国際審査官協議では、カウンターパートを含め、多くの審査官と触れ合い、親交を深めることができます。そして、サーチ・審査等の実務に関することから、各特許庁の置かれている状況に至るまで、色々な話題について話し合うことで、実に様々なことに気がつかれます。

今回、ミュンヘンオフィスに滞在していた間に、幾つかの

点について感じたことがありましたので、その内容について山本よりご紹介します。

(1) ミュンヘンオフィスの雰囲気

全体的にメリハリの利いた雰囲気がありました。確かに、サーチも審査も、頭脳をフルに使う仕事であるため、休憩時間をきっちりと取り、集中力を高める工夫をしておかないと、返ってパフォーマンスが落ちてしまうからだと思います。この点は恐らくハーグオフィスも同様であるかと思います。

そして、EPOでは審査官ごとに個室が用意されていますが、ミュンヘンでは個室の扉が閉まっているため、全体的に物静かで落ち着いた印象を受けました。個室にて黙々と仕事ができる点は、集中力が途切れず大きなメリットではあるのですが、JPOのように一つのフロアに多くの審査官が在籍し、困ったときに隣同士気軽に相談し合えるスタイルにも共感を覚えているEPO審査官がいたのは驚きでした。勿論、ミュンヘンにおいても、相談のために他室を訪問することはよく行われており、審査官同士のコミュニケーションを大切に考えている点では日欧に共通している点でしょう。

(2) 案件協議について

事前に自分でサーチをした案件について、カウンターパートと協議を行いました。私としては、色々なEPO審査官と協議をして、人それぞれのサーチ手法、審査の考え方を理解したいと考えたので、案件選定の段階で、案件の主担当のEPO審査官が特定に人に固まらないよう、満遍なく選択しました。これにより、EPOで作成されたサーチレポートを活用する際の貴重な参考情報が得られると思っていたのですが、カウンターパートが気を使って、全ての主担当官に事情を聞き内容を完璧に理解していたため、カウンターパートと全ての案件を協議することになりました。結果的に、カウンターパートの考え方をより深く理解できる点で大変意味があったのですが、事前に自分の考えをしっかりと伝えておけばよかったと感じました。結局、自分の見込みが甘かったことが原因なのですが、もし案件協議の進め方にアイデアを持っているのであれば、事前にカウンターパートに伝えておくと、実際の協議においてスムーズにことが進められると思います。

あと、案件協議をして感じたことは、JPOの作成したサーチレポートは、非常にクオリティが高いと評価している点です。確かに評価は分野に依存するものなので、一概には言えませんが、少なくとも悪い噂は聞きませんでした。例えば、JPOで作成されたサーチレポートにおいてA文献しか提示がない場合、EPO審査官が改めてサーチをしたとしても、新たな先行技術文献を見つけることは、それほど多くないとのことでした。この点において、JPOのサーチ能力は世界に誇れるものと自負してもよいのではないかと思います。

最後に、AIPNによりJPO審査官の拒絶理由が機械翻訳できる点は、大変な関心を集めました。逆を言うと、まだそれほど多くのEPO審査官がこの機能を知っているわけではないので、もっとPRをして知ってもらうことで、JPOの審査をより理解してもらえないのではないかと感じました。

(3) 検索外注制度について

EPOでは入庁当時から担当している技術分野を、その後も継続的に担当する文化を持っています。日本の特許庁も異動により多少の技術分野の変更はあるものの、基本的に同様の文化を持っている技術官庁と言えます。

ただ近年はJPOでは、多くの案件が検索外注の対象となっており、サーチャーが作成したサーチレポートを活用することが定期的に行われている点が、EPOとは大きな違いと言えるでしょう。EPO審査官の基本的なスタンスとして、自分自身でサーチをする意識は旺盛であると思います。EPOはJPO作成のサーチレポートを高く評価しておりますが、その結果の如何に関わらず、定期的に補充サーチを行っています。勿論、JPOにおいてもサーチャーが作成したサーチレポートを参酌しつつ、必要に応じ自ら追加サーチを行うなどして、最終的にサーチ・審査結果に責任を持つ点は同様ですが、プレゼンテーションや、普段の会話において、JPOで行われている検索外注についてよく質問を受けました。その一例としては、サーチャーの仕事内容、責任、能力、年間件数などが挙げられます。サーチャーの採用に関しては、厳格な選抜を行っている、審査官の意見が反映しやすく対話型が主流である、補充サーチは可能であるなど、検索外注の基本的なことを説明し理解してもらったのですが、いずれにせよ、BEST審査官体制が主流であるEPOにとって、一部の案件についてサー

チを分業するJPOの状況は、若干異質に感じる点ではありますが、彼ら、彼女らに誤解のないよう正確に説明をする必要があるかと思いました。

(4) EPOでの特許審査迅速化の風潮

JPOは現在、特許審査迅速化に向けて日夜努力しています。またご存知のとおり、EPOでも出願件数増に対応すべく、審査官数の拡充、BEST審査官の拡大、組織再編等を行ってきたところですが、現在、人事評価の刷新が検討され、来年度は新たな評価制度の下で、審査業務を行う可能性があります。日欧共に審査処理迅速化の要請は高まるばかりではありますが、それを考えるあたり非常に印象的だった出来事として、EPO滞在期間中に行われたストライキが挙げられます。日本の公務員が決して体験することのない雰囲気味わうことができたのですが、ストライキに関するピラの一つには「I strike for QUALITY & RESPECT」と書いてありました。つまり、クオリティはEPO審査官にとって最重要関心事項であると言えます。勿論、JPOにおいてもクオリティの重要性は認識されており、迅速化及びクオリティ共に満足する結果を得るべく、日々審査業務を行っているわけであり、また世界的にもこの両立をこれほど達成している特許庁はJPO以外ありません。今後は審査官同士の協議において、特許審査迅速化、審査のクオリティについて話が出る機会も多いでしょうから、JPOでの取組みについて説明をするなど、共に議論を重ねることは大変重要なことであると思いました。

(5) プレゼンテーションについて

初日に審査長に挨拶をすると、いきなりプレゼンテーションを依頼されました。事前に何も聞いていなかったのに、突然の依頼に戸惑ってしまいました。急遽、資料作りをして、一週間後、ようやく発表に漕ぎ着けたのですが、普段、英語によるプレゼンテーションをしたことがなかったので苦労しました。しかし、こう言っては何ですが、審査という共通の仕事をしている者同士、どこか通じ合うものがあるので、英語が不得手であっても、資料を使って身振り手振り、時間をかけて説明を尽くすことで何とか理解してもらえることが分かりました。はっきり言って、聞き直りも重要かと思います。そして思わぬ副産物ですが、プレ

ゼンテーション中に出た質問に対して受け答えしているうちに、審査官との距離がぐっと近づいたようで、カウンターパート以外にも多くの方から、その後、気軽に声をかけてもらえるようになりました。EPO審査官は個室にいるため、なかなか、多人数で触れ合うチャンスが少ないですが、このようなプレゼンテーションは一度に多人数の審査官と仲良くなれるいいチャンスだと思いますので、是非、このような機会を利用して、審査官との意思疎通を積極的に行ってみては如何でしょうか。

あと、滞在中はプレゼンテーションを聞く機会も多くあります。当然、英語で行われるわけですが、発表を書き取りながら、同時に内容を理解することは思った以上に大変な作業です。もし、事前にプレゼンテーションがあることが分かっているならば、前もって資料を頂戴し、疑問点等を整理しておいたほうが、当日、より有効に時間を過ごせますし、質問もして積極的な意見交換が図れることでしょう。

(6) 会って話をする事で分かることもある

これまで、私はEPO審査官と直接会って話をする機会はそれほど多くなかったため、サーチレポートに掲載される審査官名と、サーチ結果や拒絶理由等の書面から、EPO審査官の考え方や傾向を把握する程度しかできませんでした。しかし、今回の国際審査官協議に参加し、EPO審査官との案件協議において、主体的にサーチ、審査に関する意見交換を行い、問題点を検討し、改善点を追及すると言った一連の作業をカウンターパートと行うことで、互いの意識のずれがなくなり、結果的に信頼感の向上につながったことは間違いありません。つまり、サーチ結果や拒絶理由等の書面は、最終的に到達した結論でしかないのですが、そこに導かれる間に、何を審査官は考えたのかプロセスを知ることは、互いの審査結果の参酌に当たって重要な情報であると思います。勿論、カウンターパートだけの考えにとどまらず、技術分野全体の傾向も話をする中で理解が深まります。そのためには、審査官同士が実際に会って、腹を割って本音で話し合い、信頼感を高めることが大切ではないでしょうか。

(7) 他庁から見る目

国際審査官協議は、JPOを他庁から客観的に見るこ

のできるいい機会であると思います。同じ仕事をしている他庁審査官が、JPOに対して、如何なるイメージを持ち、何を求めているか理解することは、我々の強みを発見することにつながり、また改善点を考える重大な契機になりえるからです。例えば、私はJPOの強みの一つは、文献数で世界的に相当な割合を占める日本語文献を、母国語でサーチできる点が挙げられると思っておりますが、機械翻訳機能の発展によりEPO審査官も日本語文献を意欲的にサーチしている状況を見ると、今後もそうであり続ける保障は何処にもないと感じました。これからは、特許審査ハイウェイなど、国際的な枠組みの中で審査結果の利用が促進される状況にあり、当然のことながら、審査結果が国際比較される時代になります。このような状況において、JPOは他庁と何が異なり、その強みは何であるのか、またこれに限らず様々なことを考える上で、他庁審査官からの本音の意見を参考にすることは、非常に意味のあることではないでしょうか。

最後になりましたが、今回の国際審査官協議に参加するにあたり、審査室、調整課、EPO及びUSPTOの皆様をはじめ多くの方々には本当にお世話になりました。また、執筆に際して調整課並びにEPO及びUSPTOの方々から数多くのアドバイスをいただきました。この場をお借りして、皆様に深く感謝の意を表します。

なお本稿は、国際審査官協議に参加した者としての私見に基づくものであり、特許庁の公式の見解を示すものではないことにご留意下さい。

profile

山本 英一(やまもと えいいち)

平成11年4月 特許庁入庁(有機化学配属)
平成15年4月 審査官昇任
調整課を経て、平成17年8月より現職

profile

富士 春奈(ふじ はるな)

平成14年4月 特許庁入庁(住環境(住宅設備)配属)
平成18年4月 審査官昇任